

令和3年11月
定例教育委員会会議

会議録

令和3年11月15日開催

会 議 録

開催日時	令和3年11月15日（月）	午後2時 午後3時 1分	開会 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉	
	事務局 説明員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 適正配置担当課長 熊谷 修 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育政策課主幹 工藤 秀敏	社会教育部長 高田 敏和 中央図書館長 西野 明子 社会教育課主幹 小島 紀行 社会教育課主査 川瀬 博章
	事務局 職員	教育政策課 宮嶋 健吏	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について ・議案第2号 旧旭川市立旭川第2中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員の委嘱について ・議案第3号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 (1) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について (2) 旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施について (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (4) 令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催について 6 その他 7 閉会		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから，令和3年11月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日の議事に入ります前に，先日の市議会定例会において，11月10日付けで，近藤委員が教育委員として承認を得られましたことから，御報告いたします。 それでは，近藤委員から一言いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
近 藤 委 員	<p>(近藤委員挨拶)</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は，滝山委員，近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが，令和3年9月定例教育委員会会議（令和3年9月3日開催）については，既にお手元に配付されておりますが，これらの内容について，御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>御意見がありませんので，令和3年9月定例教育委員会会議の会議録については，承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め，令和3年9月定例教育委員会会議の会議録については，承認することといたします。 なお，令和3年10月定例教育委員会会議（令和3年10月8日開催）の会議録については，現在調製中でございますので，調製後，承認することとよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め，令和3年10月定例教育委員会会議の会議録については，調製後，承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは，審議事項に入ります。 議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」，議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」，議案第3号「旭川市図書館協議会委員の任命について」，報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」，報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」，報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」，報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」，報告事項（2）「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は，その性質上，地方教育行政の組織及び運営に関する法令第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思ひますが，いかがですか。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第3号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」、報告事項（2）「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施について」及び報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>《 報告事項 》</p>
教	育	長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（4）「令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告願います。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を受け、開催を再延期しておりました令和3年旭川市成人を祝うつどいですが、令和4年1月9日に開催することといたしました。</p> <p>時間につきましては、例年は午前と午後の2部開催としていたところを、今回は、午前の部、昼の部、夕方の部の3部開催といたします。これは、1回当たりの出席者数を抑え、密集・密接状態を回避することを目的としたものでございます。</p> <p>また、開始時間につきましては、同日に開催予定の消防出初め式と成人を祝うつどいの両方に、市長や市議会議長が出席する必要があるため、調整を行った結果、このような時間設定になったものでございます。</p> <p>会場につきましては、例年どおり市民文化会館で行います。</p> <p>次に、主催でございますが、例年どおり、旭川市成人を祝うつどい実行委員会、旭川市及び旭川市教育委員会の3者による共催となっております。</p> <p>対象者でございますが、令和2年度に20歳を迎えられた約2,500人の方々となっております。</p> <p>次に、式次第でございますが、実行委員会で検討しました、開会、オープニング、実行委員長挨拶、式典といった構成を予定しておりますが、これにつきましても、新型コロナウイルス感染防止の観点から、それぞれ所要時間を短縮するなどして実施したいと考えております。</p> <p>最後に、新型コロナウイルス感染防止策についてでございますが、先程御説明しました分散実施等による密集・密接の回避、式典内容の見直しによる所要時間の短縮に加え、参加者に対しても、マスクの着用や手指の消毒、また、私語を慎むよう呼びかけるなど、対策の徹底をお願いをしなければならぬと考えております。これらの内容につきましては、既に本市ホームページにおいて御案内しており、11月発行の広報誌にも記事を掲載しているところでございます。</p> <p>なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期とはせず、開催について検討いたします。</p> <p>また、令和3年旭川市成人を祝うつどいを令和4年1月9日に開催することに伴い、令和4年のつどいにつきましては、令和4年5月4日に開催することとしております。内容につきましては、今後、実行委員会において検討し、改めて報告させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、改めて実行委員長から案内がございますので、御参加を賜りますようお願い申し上げます。</p>
社会教育課主幹			

教 育 長	報告事項（４）「令和３年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、御意見、御質問等がありますか。
山 崎 委 員	それぞれの式はどのくらい時間がかかるのですか。
社会教育課主幹	１時間弱を予定しています。
滝 山 委 員	連休の中日に開催されますよね。
社会教育課主幹	そのとおりです。
教 育 長	これまでは連休の最終日でしたが、より参加しやすくするための取組として、中日に設定いたしました。昨年から延期になっていますので、中日に開催するのは今回が初めてになります。
本 田 委 員	是非開催していただきたいと市民の皆さんも願っていることだと思えます。開催するかしないかの基準はその時々で変わるとは思いますが、注目されているイベントですので、理解をいただけるような基準を示してほしいです。
教 育 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（４）「令和３年旭川市成人を祝うつどいの開催について」は、報告を受けたこととします。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここで皆さんにお諮りいたします。
	議案第２号「旧旭川市立旭川第２中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第３号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（１）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各 委 員	異議ありません。
教 育 長	「異議なし。」と認め、議案第２号「旧旭川市立旭川第２中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第３号「旭川市図書館協議会委員の任命について」、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第２号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第３号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（１）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。
	議案第１号「令和３年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、説明願います。
工藤教育政策課主幹	本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定により毎年行うこととされており、令和３年４月定例教育委員会会議で、実施方法について御決定いただいた後、学校教育部と社会教育部でそれぞれ作業を進めてまいりました。この度、別冊のとおり作成いたし

ましたので、評価手法、評価結果及び学識経験者の意見と教育委員会の考え方を説明します。

なお、当報告書は、当初令和3年8月定例教育委員会会議の議題とすることを示しておりましたが、一部指標に係り、市内全児童生徒を対象としたアンケートを実施し、その集計作業等に時間を要したことから、本教育委員会会議での提案となっております。

まず、第2期旭川市学校教育基本計画に基づく点検・評価についてです。

第2期計画における基本施策は、26の指標を設定しており、毎年度、成果を客観的に検証し、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策や事業などに反映させることとしております。

基本施策の26の指標については、令和2年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、さらに、「未達成」の指標については、令和元年度の実績値との比較を示しております。

今回、一部の指標について、第2期旭川市学校教育基本計画に基づく取組により実施した児童生徒アンケートにより、評価対象をこれまでの特定の学年から全学年に変更したものがあります。当該の指標は、指標2、3、6、7、8、10、11、12、13、16及び26です。

また、各「基本施策」の「取組の状況」については、進捗状況などを記述し、「今後の課題と改善に向けた方向性」では、指標や取組の状況を踏まえ、今後の方向性等をできるだけ具体的に記述しております。

学校教育部の評価結果につきましては、指標の達成状況は、「達成」が26、「未達成」が15となっており、「未達成」のうち、令和元年度の実績値より向上したものが11、低下したものが4となっております。

次に、旭川市社会教育基本計画に基づく点検・評価です。

評価手法につきましては、旭川市社会教育基本計画の2つの基本理念を達成するために5つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに目指すべき状況である成果目標を設定しており、この成果目標の状況を数値で客観的に把握するために、成果指標を設定しております。

なお、点検評価の構成及び記載方法については、おおむね学校教育部と同様となっております。

41の成果指標の達成状況は、「達成」が7、「未達成」が34となっており、「未達成」のうち令和元年度の実績値より向上したものが4、低下したものが30となっております。

次に、学識経験者の意見でございます。市内大学のお二人に依頼し、当報告書への意見をいただき掲載するとともに、その意見に対する教育委員会の考え方を併せて掲載しております。

学校教育に関しては、基本施策1に関わり、指標5の「児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合」はかなり不安な数値であるので、解決するために早急に取り組んでいただきたい、基本施策2に関わり、いじめや不登校等への対応の充実について、児童生徒の声を真摯に受け止め、素早く対応することが命を守ることにつながるので、オール旭川としての取組をしていただきたいなどの意見のほか、基本施策3に関わり、特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育補助指導員について、きめ細かな配慮や支援がなされており、研修の参加実績も良いと思うが、今後はその質の向上を求めている、基本施策4に関わり、コロナ禍における危機管理や安全・衛生対策に取り組んでいるが、ここで培ったものを今後活かしていけるように整理し継承していただきたいなどの意見がありました。

社会教育に関しては、基本目標1に関わり、現代的・社会的な課題やニーズであるSDGsについては、付加的に取り上げるだけでなく、市民の学びの機会を充実させる必要があるとの指摘や、基本目標2に関わり、高等

教育機関と連携して行う講座については、更に若年層にもアピールするため、講座として取り上げる内容やタイトルについても検討してはどうかといった意見、基本目標3に関わり、地域学校協働活動について、住民が主体的に参加する意識の醸成を図ることは容易ではないと考えられ、どのような手立てを行っていくのか示す必要があるのではないかとこの意見があり、これについては意見を踏まえまして、報告書に追記をしております。

そして、基本目標5に関わり、地域の魅力を再発見・再確認するため、他地域との比較の観点を取り入れることが必要ではないかとこの指摘などがありました。

今後、評価結果や学識経験者の意見を踏まえ、教育行政の改善に向け検討・実施してまいりたいと考えております。

本日の会議で御審議いただきまして、決定した報告書につきましては、今月開催されます市議会の経済文教常任委員会に提出し報告するとともに、ホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

教 育 長 議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

本 田 委 員 学識経験者の方からは、報告書の総論についておおむね理解をいただいているものと思いますが、各論に至っては、具体性を持たせるべきで、いつ、誰が、何を、どうするのかということ指摘されているところです。そのため、そこを可視化できる形で報告できたら良いと思います。そのために、各指標においてはグラフを作成しているわけですが、当該年度の実績値が大きく上回った場合には、後年度の目標値を見直すこととしましたとあります。しかし、この報告書ではそれが示されていないようなので、見直していただけたらと思います。

また、急激に上がっている指標がある中で、下がっているものもあることに留意しなくてはなりません。例えば、指標5「児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合」が、なかなか追い付いていない結果かと思えます。これは、各学校の研修活動において、教育委員会がこういう研修を用意したから参加してくださいではなく、校内研修でしっかりと対応するですとか、各教科の打合せの中で、そういった交流をしながら向上を図っていくことが求められていると思いますので、教育委員会の点検・評価報告書の中にあってはこれで良いと思います。しかし、各学校の研修体制の構築や強化すべきことなどは助言していくべきです。研修の参加を募るだけでは、一部の先生しか参加できないので、参加した先生が還元できているかは疑問があります。校内研修も既に実施されていると思いますが、今後に向けて文房具として使うためには、先生も慣れていないとなりませんので、そのような指導助言をお願いしたいです。

それから、特別支援教育について、報告書中に「全ての教職員が、自校の児童生徒の情報共有を図るとともに、特別支援教育に関する研修を不断に行う必要があります」とありますが、これは特別支援教育に限らず、日常の学級経営において、まさに必要ではないかということ各学校が理解しないと浸透していかないと思います。また、一般教職員には参画意識を持っていただき、自分の学校であるくらいの意識を持って子どもと接していただきたいです。

教職員の不祥事についても同様で、教育委員会から日常的に指導をしても浸透しなくては意味がないので、各学校において、管理職が中心となって教職員に指導いただければと思います。

近 藤 委 員 社会教育についてですが、未達成のもので、前年より低下しているものが多いのは、コロナが影響しているものと思うのですが、コロナに関係なく低下しているものはあるのですか。

社会教育部長 委員の御指摘のとおり、前年よりも低下しているものはコロナが原因となっていると考えておりますが、コロナでなくとも、各施設の利用状況に

近藤委員	<p>については、年々減少傾向にありました。今後は、企画内容の充実を図るなど工夫をしながら周知をし、より多くの方に参加していただけるよう施設の魅力向上を図ってまいります。</p>
山崎委員	<p>コロナ禍ではそもそも事業ができない状況でしたので、少しずつ良くなっていくことを見据えて、また取り組んでいただければと思います。</p>
工藤教育政策課主幹	<p>昨年度は、小中学校の授業時数は全て修了できたのですか。</p>
本田委員	<p>文科省で定めている時数を下回っているという現状はございません。</p>
教育長	<p>社会教育の場合、施設が閉館していたわけですから、コロナが終わったときに、これが上がっていかないことにはならないので、今のうちからできない理由を探すのではなく、どうすればできるかという工夫を示すことができれば良いのではないかと思います。</p>
工藤教育政策課主幹	<p>今までどおりのことをやっているのでは、興味関心が薄れていってしまいます。また、単にお金をかければ良いということではなく、いろいろなアイデアを出し、企画をして発信をしていくことで注目を浴び、次につながることにありますので、社会教育施設においては、そのような思いで取り組む必要があります。</p>
教育長	<p>また、学校教育の一部の指標について、実績値が大幅に上がっているものがありますが、これは評価対象を変更したためですか。</p>
本田委員	<p>そのとおりです。これまでは全国調査による回答を使っており、小学校6年生と中学校3年生を抽出しておりました。今回から、対象を全学年にしたところ、全体的に高い実績値が出たことが要因と考えております。</p>
工藤教育政策課主幹	<p>今後はこの対象で継続して調査していくということですね。</p>
教育長	<p>今後は目標値が変更になることかと思っておりますので、それに期待したいと思います。</p>
各委員	<p>その点については、必要に応じ、この後関係各課と連携を図って、目標値を設定し直してまいります。</p>
各委員	<p>他に、御意見、御質問等がありますか。</p>
教育長	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、いただいた意見を基に修正し、決定することで御異議ありませんか。</p>
教育長	<p>異議ありません。</p>
各委員	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、いただいた意見を基に修正し、決定します。</p>
<p><議案第2号「旧旭川市立旭川第2中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員の委嘱について」></p>	
<p>令和3年11月15日から利活用候補者の選定日までを任期とする旧旭川市立旭川第2中学校校舎等利活用候補者選定委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>	
<p><議案第3号「旭川市図書館協議会委員の任命について」></p>	
<p>令和3年12月1日から令和5年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>	
<p><報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」></p>	
<p>令和3年10月1日から同年11月2日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>	

<報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和3年9月15日及び同年10月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和3年9月21日から同年10月25日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」>

重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。

教 育 長
適正配置担当課長

次に、報告事項（2）「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施について」、報告願います。

旧旭川市立旭川第2中学校の利活用につきましては、令和3年10月定例教育委員会会議において、旧旭川市立旭川第2中学校施設利活用基本方針について議決をいただいたところです。

この基本方針に基づき、旧旭川市立旭川第2中学校について、利活用を希望する事業者を幅広く募集し、教育活動のほか、地域の振興に資する事業を通じて校舎等の有効活用を図ることを目的として、公募を実施してまいります。

現在、公募要項の作成中であり、今後は、先ほど御説明いたしました選定委員会において協議の上決定した後、教育委員会で配布するほかホームページ上で公表いたします。

今後のスケジュールにつきましては、公募期間は12月中旬から1月下旬までの1か月間を予定しており、応募がありましたら、2月中旬に選定委員会を開催し、提案のあった事業内容等を審査の上、利活用候補者を選定した後、4月に賃貸借契約を締結する予定です。

今回実施する公募の結果につきましても、適宜、教育委員会会議にて報告いたします。

教 育 長
本 田 委 員
適正配置担当課長

報告事項（2）「旧旭川市立旭川第2中学校の利活用に係る公募の実施について」、御意見、御質問等はありませんか。

まだ公募前ですが、これまでに問合せ等はあったのですか。

旭川第2中学校は令和2年3月31日で閉校になりまして、庁内の活用を検討している間も問合せがありました。市街地から近いということもあり、具体的に実現可能な事業提案をいただいております。ある程度利活用の見込みが見通せる状況にあることから、実施に至りました。

本 田 委 員

市内には廃校施設がいくつかあり、それらを利活用しないと、ただ老朽化が進んでしまいます。校舎は比較的新しい学校もありますが、跡利用が決まらない現状かと思えます。それでは管理する側の負担が大きくなるだけです。旭川第2中学校は見通しがありそうですが、まだ廃校施設は残っておりますのでお話ししました。

山 崎 委 員
適正配置担当課長

建物自体を売るといえることはあるのですか。

市の方針としては、庁内で活用できない場合は速やかに売却することが原則とされていますが、基本的には貸付け又は売却というように、幅広く事業提案を受けることをホームページでもお知らせしております。

山 崎 委 員

旧旭川第1中学校を買った方は京都のお茶屋さんだったと思いますが、地元の人を雇用するなどの条件はあるのですか。

<p>適正配置担当課長</p> <p>教 育 長</p> <p>各 教 員 長</p> <p>教 各 事 教 員 局 長</p>	<p>事業者の方と協議していく中で、地元からの雇用をしていただくというお話をさせていただいております。</p> <p>使われないで放置しておく管理責任があり、また、資産価値も落ちていきます。厳しい財政状況でありますので、貸付けや売却をするなどできるだけ有効活用し、新しい事業に使っていただき、そして雇用が広がるということも大事だと思っています。廃校なので格安で使用できると思われがちですが、評価額が大きいため、制度的な課題も残っております。今後も公募の状況を御報告させていただきながら、進めさせていただきます。</p> <p>他に、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（２）「旧旭川市立旭川第２中学校の利活用に係る公募の実施について」は、報告を受けたこととします。</p> <p><報告事項（３）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」></p> <p>令和３年１０月４日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年１０月２８日付けで決定した処分内容の報告を受けた。</p> <p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和３年１１月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>
--	---